

## 宮城県まぐろはえ縄漁業海外操業支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1 県は、海外操業を行うまぐろはえ縄漁業を営む者に対し、物価高騰や円安等が漁業経営に及ぼす影響を軽減し、持続的な漁業経営を支援するため、予算の範囲内において、まぐろはえ縄漁業海外操業支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2 この要綱において「海外操業を行うまぐろはえ縄漁業」とは、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第2条第12号に掲げるかつお・まぐろ漁業の許可を受け、総トン数350トン以上の動力漁船により、浮きはえ縄を使用して、主にまぐろを獲ることを目的とする漁業とする。

### (交付対象等)

第3 本補助金の交付対象となる補助対象者、補助金額等は別表1のとおりする。

### (交付の申請及び実績報告)

第4 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出先は別表2とし、別に定める期日までに提出するものとする。

2 前項の申請書には次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 補助金額算定基礎資料（別記様式第2号）

(2) 令和5、6年度の航海日数を確認できる証拠書類（漁獲成績報告書の写し等）

(3) 納税証明書（税目は全ての県税。ただし、補助対象者等が納税義務者でないときは、任意様式によりその旨を記載した申立書を添付する。）

(4) 暴力団排除に関する誓約書（別記様式第3号）及び役員等名簿

(5) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の交付申請は、規則第12条第1項に規定する実績報告を兼ねるものとする。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、交付申請をすることはできない。

(1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等

(2) 県税に未納がある者

(3) 国内の法令に反する業務を行っている者、公序良俗に反する業務を行っている者及び反社会勢力、又はこれに類似する企業・団体

(4) その他補助が適当でないと知事が認める者

5 知事は、前項第1号に定める暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警察本部長宛て照会することができる。

### (交付の決定及び額の確定)

第5 知事は、第4に定める交付申請及び実績報告があったときには、その内容を審査し、本補助金を交付することが適当であると認めたときは、本補助金の交付を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じ条件を付することができる。
- 3 第1項の交付決定は、規則第13条に規定する補助金の額の確定を兼ねるものとする。
- 4 知事は、第1項の規定による審査の結果、本補助金を交付することが不相当と認めるとき又は予算上の理由等により本補助金を交付することができないときには、書面により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第6 本補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

(書類の提出)

第7 この要綱により知事に提出する書類の部数はそれぞれ1部とする。

(書類の保存)

第8 交付対象者は、交付申請及び本補助金の交付に係る証拠書類を整理し、本補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月25日から施行し、令和8年度予算に係る補助金に適用する。

別表 1

補助対象者	宮城県内に本社を有し、令和8年1月1日時点で海外操業を行うまぐろはえ縄漁業を営む者 ただし、代表者が同一の場合は、同一の事業者とみなし、申請は1件に限るものとする。
補助金額	海外操業を行うまぐろはえ縄漁業の航海1日当たりの漁労経費の増加分として、県が定める額に、航海日数と補助率2分の1を乗じて得た額とする。  算定方法は次のとおりとする。 (補助金額) = 航海1日当たりの漁労経費増加額72千円×航海日数 <sup>*</sup> ×1/2  ※航海日数とは、操業船が本邦又は外国の港を出港した日から次の港(外国の港を含む。)に入港した日までの日数のうち、(1)と(2)の平均とする (1) 令和5年度(令和5年4月から令和6年3月まで)の延べ航海日数 (2) 令和6年度(令和6年4月から令和7年3月まで)の延べ航海日数
補助限度額	500万円/者

別表 2

事業所等の所在地	提出先
仙台市、塩竈市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、東松島市、富谷市、刈田郡、柴田郡、伊具郡、亶理郡、宮城郡、黒川郡、加美郡	仙台地方振興事務所水産漁港部漁業調整班 〒985-0001 塩竈市新浜町一丁目9-1  電話番号：022-366-1231
石巻市、登米市、栗原市、大崎市、遠田郡、牡鹿郡	東部地方振興事務所水産漁港部漁業調整班 〒986-0850 石巻市あゆみ野五丁目7番地 (宮城県石巻合同庁舎4階)  電話番号：0225-95-1473
気仙沼市、本吉郡	気仙沼地方振興事務所水産漁港部漁業調整班 〒988-0181 気仙沼市赤岩杉ノ沢47-6 (宮城県気仙沼合同庁舎2階)  電話番号：0226-22-6851